



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

### ○ 告示

- 83 随意契約の相手方の決定 (災害対策課) ..... 1
- 84 令和元年和歌山県告示第422号(個人の事業税、自動車税及び不動産取得税に係る徴収金の収納の事務の委託)等の廃止 (税務課) ..... 2
- 85 個人の事業税、自動車税の種別割及び不動産取得税に係る徴収金の収納の事務の委託 ( ) ..... 2
- \*86 平成27年和歌山県告示第1467号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく地方税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等)の一部改正 ( ) ..... 3
- 87 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課) ..... 3
- 88 生活保護法による医療機関の指定 ( ) ..... 3
- 89 生活保護法による施術機関の指定 ( ) ..... 4
- 90 生活保護法による指定医療機関の変更 ( ) ..... 4
- 91 山田ダム土地改良区の役員の退任 (農業農村整備課) ..... 5
- 92 保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明 (森林整備課) ..... 5
- 93 基本測量の実施 (技術調査課) ..... 5
- 94 道路の供用開始 (道路保全課) ..... 5
- 95 海南都市計画道路事業の事業計画の変更認可 (道路建設課) ..... 6
- 96 道路の位置の指定 (都市政策課) ..... 6
- 97 令和4年度和歌山県立和歌山北高等学校バス運行業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (教育委員会) ..... 6

### ○ 選挙管理委員会告示

- 3 衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収支報告書の要旨 ..... 8
- \*4 平成22年和歌山県選挙管理委員会告示第69号(個人演説会等の公営施設の指定)の一部改正 ..... 10

### ○ 公告

- 軽油引取税免税軽油使用者証の無効 (税務課) ..... 10
- 都市計画の案の縦覧 (都市政策課) ..... 10
- ” ( ) ..... 11
- 入札公告 (教育委員会) ..... 11

### ○ 諸報

- 令和3年度行政書士試験の合格者 (一般財団法人行政書士試験研究センター) ..... 14

## 告 示

### 和歌山県告示第83号

緊急時用給油機の購入について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び和歌山

県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和4年1月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
緊急時用給油機「どこでもスタンド」及び付属品一式 5セット
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
和歌山県総務部危機管理局災害対策課  
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和3年12月21日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
横田瀝青興業株式会社  
兵庫県姫路市飾磨区細江995番地
- 5 随意契約に係る契約金額  
63,470,000円（うち消費税及び地方消費税の額5,770,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
特例政令第11条第1項第1号に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により随意契約する。

#### 和歌山県告示第84号

次に掲げる告示は、令和3年12月31日限り廃止した。

令和4年1月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 令和元年和歌山県告示第422号（個人の事業税、自動車税及び不動産取得税に係る徴収金の収納の事務の委託）
- 2 令和3年和歌山県告示第438号（個人の事業税、自動車税の種別割及び不動産取得税に係る徴収金の収納の事務の委託）
- 3 令和3年和歌山県告示第1178号（個人の事業税、自動車税の種別割及び不動産取得税に係る徴収金の収納の事務の委託）

#### 和歌山県告示第85号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項及び和歌山県税条例（昭和25年和歌山県条例第37号）第6条第2項の規定に基づき、個人の事業税、自動車税の種別割及び不動産取得税に係る徴収金の収納の事務を、令和4年1月1日から次の者に委託した。

令和4年1月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

|                   |                       |
|-------------------|-----------------------|
| 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ  | 東京都江東区豊洲三丁目3番3号       |
| 株式会社しんきん情報サービス    | 東京都港区港南一丁目8番27号       |
| 株式会社セイコーマート       | 北海道札幌市中央区南九条西五丁目421番地 |
| 株式会社セブン-イレブン・ジャパン | 東京都千代田区二番町8番地8        |

|              |                          |
|--------------|--------------------------|
| ビリングシステム株式会社 | 東京都千代田区内幸町一丁目1番1号        |
| 株式会社ファミリーマート | 東京都港区芝浦三丁目1番21号          |
| 株式会社ポプラ      | 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1 |
| 株式会社みずほ銀行    | 東京都千代田区大手町一丁目5番5号        |
| ミニストップ株式会社   | 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1       |
| 山崎製パン株式会社    | 東京都千代田区岩本町三丁目10番1号       |
| 株式会社ローソン     | 東京都品川区大崎一丁目11番2号         |
| KDDI株式会社     | 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号         |
| LINE Pay株式会社 | 東京都品川区西品川一丁目1番1号         |
| 株式会社NTTドコモ   | 東京都千代田区永田町二丁目11番1号       |
| PayPay株式会社   | 東京都千代田区紀尾井町1番3号          |

## 和歌山県告示第86号

平成27年和歌山県告示第1467号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく地方税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等）の一部を次のように改正する。

令和4年1月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

別表中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令」に、「第12条第3項第1号」を「第12条第2項第1号」に改める。

## 和歌山県告示第87号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和4年1月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 指 定 番 号  | 届出者の名称       | 主たる事務所の所在地     | 指定事業所の名称 | 指定事業所の所在地      | 廃止年月日    |
|----------|--------------|----------------|----------|----------------|----------|
| 海南訪新3-26 | 有限会社ライフパートナー | 海南市小野田1620-101 | ライフパートナー | 海南市小野田1620-101 | 令和3.4.15 |

## 和歌山県告示第88号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和4年1月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 指 定 号         | 申請者の名称            | 主たる事務所の所在地       | 指定事業所の名称               | 指定事業所の所在地               | 指 定 年月日      |
|---------------|-------------------|------------------|------------------------|-------------------------|--------------|
| 岩訪新<br>10-03  | 株式会社Walk          | 岩出市山878-5        | 訪問看護リハビリステーションうらら      | 岩出市山878-5               | 令和<br>3.3.1  |
| 海南訪新<br>15-03 | セントケア和歌山株式会社      | 和歌山市紀三井寺840-39   | 訪問看護セントケアかいなん          | 海南市名高504-1              | 令和<br>3.4.1  |
| 海南訪新<br>16-03 | 有限会社ライフパートナー      | 海南市小野田1620-101   | ライフパートナー               | 海南市重根348-2 ライフパートナー重根1F | 令和<br>3.4.16 |
| 岩訪新<br>11-03  | 株式会社プライマリーネット     | 大阪府阪南市下出346-1    | プライマリーリハビリ訪問看護ステーション那賀 | 岩出市今中127-6              | 令和<br>3.5.1  |
| 西訪新<br>11-03  | 合同会社Podemos       | 西牟婁郡上富田町生馬321-74 | たかの訪問看護センター            | 西牟婁郡上富田町生馬321-74        | 令和<br>3.5.1  |
| 御訪新<br>6-03   | 株式会社エムズケア         | 御坊市菌96番地         | 訪問看護ステーションひだかスマイル      | 御坊市湯川町財部706-5           | 令和<br>3.7.1  |
| 有訪新<br>4-03   | 株式会社有和            | 有田郡有田川町庄704-11   | あうる訪問看護ステーション          | 有田郡有田川町庄849-1           | 令和<br>3.7.1  |
| 西訪新<br>12-03  | 株式会社フレイルケア        | 西牟婁郡上富田町朝来2468-6 | 訪問看護ステーションくりあ          | 西牟婁郡上富田町朝来3295-17       | 令和<br>3.7.1  |
| 東訪新<br>8-03   | 株式会社下里福祉          | 東牟婁郡那智勝浦町下里770   | 訪問看護ステーションみなと          | 東牟婁郡那智勝浦町天満1595-22      | 令和<br>3.9.1  |
| 有訪新<br>6-03   | 株式会社SORUKKA       | 有田郡有田川町下津野850-1  | 訪問看護ステーションひかり          | 有田郡有田川町下津野850-1         | 令和<br>3.11.1 |
| 岩訪新<br>12-03  | 株式会社DREAM・COMPANY | 岩出市野上野284-5      | 訪問看護ステーションFOR優         | 岩出市吉田92-14              | 令和<br>3.12.1 |

## 和歌山県告示第89号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和4年1月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 指 定 号       | 氏 名   | 住所又は名称及び所在地             | 指 定 年月日      |
|-------------|-------|-------------------------|--------------|
| 東柔新<br>1-03 | 比与森龍之 | 東牟婁郡那智勝浦町湯川860-71（柔道整備） | 平成<br>31.3.1 |

## 和歌山県告示第90号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

令和4年1月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 指 定<br>番 号   | 届出者の名称          | 変更事項（主たる事務所の所在地）                 |                     | 指定事業所の<br>名 称      | 指定事業所の<br>所 在 地     | 変 更<br>年 月 日 |
|--------------|-----------------|----------------------------------|---------------------|--------------------|---------------------|--------------|
|              |                 | 旧                                | 新                   |                    |                     |              |
| 西訪新<br>10-02 | 株式会社テラスイ<br>ルミナ | 西牟婁郡上富田<br>町朝来815番地<br>ハビネス柚205号 | 西牟婁郡上富田<br>町朝来782-1 | 訪問看護ステーシ<br>ョンこもれば | 西牟婁郡上富田<br>町朝来782-1 | 令和<br>2.6.1  |

**和歌山県告示第91号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、山田ダム土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和4年1月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

退任した役員（令和4年1月13日退任）

職名 氏 名 住 所

理事 中村慎司 紀の川市貴志川町西山463番地

**和歌山県告示第92号**

令和3年和歌山県告示第1293号（以下「告示第1293号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を白浜町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和4年1月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 所在が不明である通知の相手方

高瀬勝啓

高瀬安子

高瀬勝教

2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第1293号のとおり

**和歌山県告示第93号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和4年1月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 作業の種類 基本測量（航空レーザ測量による高精度標高データ整備）

2 作業期間 令和4年2月22日から令和5年3月31日まで

3 作業地域 和歌山県田辺市、新宮市、西牟婁郡白浜町及びすさみ町並びに東牟婁郡那智勝浦町、古座川町及び串本町

**和歌山県告示第94号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供す

る。

令和4年1月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 すさみ古座線

供用開始の区間 西牟婁郡すさみ町周参見字上戸川南側5192番15地先から同町周参見字上戸川北側5158番9地先まで

供用開始の期日 令和4年1月28日

#### 和歌山県告示第95号

海南都市計画道路事業の事業計画の変更については、令和4年1月18日付け国近整計管和都業第2-1号で認可されたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和4年1月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

##### 1 都市計画事業の種類及び名称

海南都市計画道路事業3・5・102号黒江線

##### 2 施行者の名称 和歌山県

##### 3 事務所の所在地 和歌山市小松原通一丁目1番地

##### 4 事業地の所在 別添図書のとおり

（「別添図書」は、省略し、その図書を和歌山県県土整備部道路局道路建設課及び海草振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第96号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和4年1月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 指定番号 | 指 定 位 置                           | 申 請 者<br>住 所<br>氏 名                       | 指定年月日        | 道 路         |             |
|------|-----------------------------------|---|--------------|-------------|-------------|
|      |                                   |   |              | 幅 員<br>メートル | 延 長<br>メートル |
| 3586 | 新宮市佐野二丁目295番1の一部、295番3の一部、300番の一部 | 三重県尾鷲市南陽町9番37号<br>株式会社アサヒ住宅<br>代表取締役 山下雅史 | 令和<br>4.1.19 | 4.00        | 29.76       |

#### 和歌山県告示第97号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、令和4年度和歌山県立和歌山北高等学校バス運行業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和4年1月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

##### 1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

###### (1) 業務の名称

令和4年度和歌山県立和歌山北高等学校バス運行業務

## (2) 契約期間

令和4年4月1日（金）から令和5年3月31日（金）まで

## 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項

この一般競争入札に参加することができる者は、令和4年1月28日（金）現在において、次の要件を満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 自己、自社の役員並びにその支店及び営業所等の代表者その他経営に実質的に関与している者が、次のアからカまでのいずれにも該当しない者で、かつ、将来にわたって該当しないことを確約できる者であること。

ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていると認められる者

エ 暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

オ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

カ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当に利用するなどしていると認められる者

- (4) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はその団体に属する者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (6) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
- (7) 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。
- (8) 同種の旅客運送についての1年以上の運送業務の実務経験を有する者が1名以上所属している者であること。
- (9) 次のいずれかの実績を有する者であること。

ア 過去5か年の間に路線を運行する一般乗合用のバス（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものをいう。）を運行した実績

イ 過去5か年の間に種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、これを誠実に履行した実績（民間企業等の実績を含む。）

## 3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない当該法人の登記事項証明書

エ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

オ 直近1事業年度分の財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

カ 使用印鑑届

キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

- (イ) 和歌山県が課する県税全税目  
(ウ) 直近1事業年度分の法人市町村民税（個人にあっては、直近1年度分の市町村民税）  
ク 業務経験等証明書  
ケ 誓約書  
コ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）  
サ 2の(9)に掲げる実績を有することを証明する書類
- (2) (1) のア、イ、カ及びクからコまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、令和4年1月28日（金）から同年2月24日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。
- (3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、令和4年1月28日（金）から同年2月24日（木）までの午前9時から午後5時30分までの間に和歌山県教育庁教育総務局総務課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。
- 4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所  
令和4年1月28日（金）から同年3月1日（火）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。
- 5 資格審査申請書類の配布の場所  
和歌山県教育庁教育総務局総務課  
和歌山市湊通丁北一丁目2番1  
和歌山県庁南別館6階  
郵便番号 640-8262  
電話番号 073-441-3642  
ファクシミリ番号 073-432-4517
- 6 資格審査の結果の通知  
資格審査申請者には、一般競争入札参加資格結果通知書を令和4年3月18日（金）までに送付する。
- 7 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明  
(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対し、その理由について説明を求めることができる。  
(2) (1) の説明は、令和4年4月4日（月）までに書面により求めるものとする。  
(3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。  
(4) 説明を求めた者に対する回答については、令和4年4月7日（木）までに、当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。  
(5) (2) の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

## 選挙管理委員会告示

### 和歌山県選挙管理委員会告示第3号

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収入及び支出の報告書の要旨について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年1月28日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和3年10月31日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙和歌山県第3区



2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

22,859,100円

3 報告書の要旨

|         |       |         |       |    |                      |      |
|---------|-------|---------|-------|----|----------------------|------|
| 候補者氏名   | 二階 俊博 | 候補者届出政党 | 自由民主党 | 期間 | 12月20日から<br>12月20日まで | 第2回分 |
| 出納責任者氏名 | 二階 俊樹 |         |       |    |                      |      |

| 収入                |      |            | 支出     |  |            |
|-------------------|------|------------|--------|--|------------|
| 主たる寄附<br>(氏名・団体名) | (職業) | (寄附額)<br>円 | 人件費    |  | 円          |
|                   |      |            | 家屋費    |  | 円          |
|                   |      |            | 選挙事務所費 |  | 円          |
|                   |      |            | 集会会場費  |  | 円          |
|                   |      |            | 通信費    |  | 33,086円    |
|                   |      |            | 交通費    |  | 円          |
|                   |      |            | 印刷費    |  | 円          |
|                   |      |            | 広告費    |  | 53,751円    |
|                   |      |            | 文具費    |  | 円          |
|                   |      |            | 食糧費    |  | 円          |
| その他の寄附            | 件    | 円          | 宿泊費    |  | 円          |
| その他の収入            |      | 円          | 雑費     |  | 円          |
| 今回計               |      | 円          | 今回計    |  | 86,837円    |
| 前回計               |      | 5,000,000円 | 前回計    |  | 6,425,274円 |
| 総計                |      | 5,000,000円 | 総計     |  | 6,512,111円 |

| 項目                    | 金額         |
|-----------------------|------------|
| 選挙運動用通常葉書の作成          | 269,850円   |
| ビラの作成                 | 476,000円   |
| ポスターの作成               | 794,500円   |
| 選挙事務所の立札及び看板の類の作成     |            |
| 選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成 | 165,000円   |
| 個人演説会の立札及び看板の類の作成     |            |
| 政見放送のための録画等           |            |
| 計                     | 1,705,350円 |

|          |            |        |
|----------|------------|--------|
| 報告書受理年月日 | 令和3年12月22日 | 第2回報告分 |
|----------|------------|--------|

|         |       |         |   |    |                     |      |
|---------|-------|---------|---|----|---------------------|------|
| 候補者氏名   | 本間 奈々 | 候補者届出政党 | — | 期間 | 10月1日から<br>11月12日まで | 第1回分 |
| 出納責任者氏名 | 本間 奈々 |         |   |    |                     |      |

| 収入                |       |            | 支出     |  |            |
|-------------------|-------|------------|--------|--|------------|
| 主たる寄附<br>(氏名・団体名) | (職業)  | (寄附額)<br>円 | 人件費    |  | 381,700円   |
| 新党くにもり            | 政治団体  | 1,200,000円 | 家屋費    |  | 59,612円    |
| 仲間信之              | 政治家   | 50,000円    | 選挙事務所費 |  | 59,612円    |
| 新党くにもり            | 政治団体  | 1,000,000円 | 集会会場費  |  | 円          |
| 田中耕嗣              | 代表取締役 | 30,000円    | 通信費    |  | 400円       |
| 吉川明澄              | 無職    | 30,000円    | 交通費    |  | 392,309円   |
| 新党くにもり            | 政治団体  | 2,000,000円 | 印刷費    |  | 1,059,844円 |
| 大藤高裕              | 無職    | 100,000円   | 広告費    |  | 1,670,587円 |
| 上谷純               | 主婦    | 50,000円    | 文具費    |  | 25,441円    |
| 新党くにもり            | 政治団体  | 1,000,000円 | 食糧費    |  | 135,889円   |
| その他の寄附            | 18件   | 156,000円   | 宿泊費    |  | 875,268円   |
| その他の収入            |       | 円          | 雑費     |  | 368,558円   |
| 今回計               |       | 5,616,000円 | 今回計    |  | 4,969,608円 |
| 前回計               |       | 円          | 前回計    |  | 円          |
| 総計                |       | 5,616,000円 | 総計     |  | 4,969,608円 |

|              | 項目                    | 金額       |
|--------------|-----------------------|----------|
| 支出のうち公費負担相当額 | 選挙運動用通常業書の作成          |          |
|              | ビラの作成                 | 343,750円 |
|              | ポスターの作成               | 381,574円 |
|              | 選挙事務所の立札及び看板の類の作成     | 125,338円 |
|              | 選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成 | 88,770円  |
|              | 個人演説会の立札及び看板の類の作成     |          |
|              | 政見放送のための録画等           |          |
|              | 計                     | 939,432円 |

|          |            |        |
|----------|------------|--------|
| 報告書受理年月日 | 令和3年12月21日 | 第1回報告分 |
|----------|------------|--------|

和歌山県選挙管理委員会告示第4号

平成22年和歌山県選挙管理委員会告示第69号（個人演説会等の公営施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和4年1月28日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

表中

|                               |                          |   |
|-------------------------------|--------------------------|---|
| 和歌山市鳴神967番地の3<br>和歌山市平井72番地の1 | 和歌山市鳴神文化会館<br>和歌山市平井文化会館 | を |
| 和歌山市鳴神967番地の3                 | 和歌山市鳴神文化会館               | に |

改める。

公 告

公 告

次の軽油引取税免税軽油使用者証は、紛失した旨の届出があったので、令和4年1月14日以降無効とする。

令和4年1月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 業 種     | 記 号 番 号      | 有 効 期 間                      | 免 税 軽 油 使 用 者 証 に 記 載 さ れ た 使 用 者 の 住 所 又 は 所 在 地 及 び 氏 名 又 は 名 称 | 交 付 し た 県 税 事 務 所 |
|---------|--------------|------------------------------|---|-------------------|
| 漁船以外の船舶 | 和歌山県第803810号 | 令和2年12月17日から<br>令和5年12月16日まで | 西牟婁郡すさみ町江住777-7<br>合同会社フィッシングモリシタ                                 | 紀南県税事務所           |

都市計画の案の縦覧の公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

令和4年1月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称

新宮都市計画道路（3・4・2号千穂王子ヶ浜線、3・4・1号熊野大橋三輪崎線）

2 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

和歌山県新宮市千穂一丁目、千穂二丁目、千穂三丁目、浮島、井の沢、神倉一丁目、神倉三丁目、橋本二丁目

3 都市計画の案の縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

新宮市建設農林部都市建設課

4 縦覧期間

令和4年2月1日から同月15日まで

都市計画の案の縦覧の公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

令和4年1月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

紀の川都市計画道路（3・4・4号打田重行線）

2 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

和歌山県紀の川市東大井字正覚、東山、角田、八千堂

北大井字大東、車池

南勢田字五明、杉ノ尾

北勢田字角矢

重行字西平尾、東平尾、東柳原、東中原

3 都市計画の案の縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

紀の川市建設部都市計画課

4 縦覧期間

令和4年2月1日から同月15日まで

入札公告

令和4年度和歌山県立和歌山北高等学校バス運行業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和4年1月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

令和4年度

(2) 業務の名称

和歌山県立和歌山北高等学校バス運行業務

(3) 業務の内容

和歌山県立和歌山北高等学校バス運行業務実施仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(4) 業務履行場所

仕様書による。

(5) 履行期間

令和4年4月1日（金）から令和5年3月31日（金）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

令和4年和歌山県告示第97号に規定する令和4年度和歌山県立和歌山北高等学校バス運行業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館6階

和歌山県教育庁教育総務局総務課

(2) 期間

令和4年1月28日（金）から同年3月18日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の（1）に同じ。

(2) 期間

3の（2）に同じ。

(3) 入札説明書等について質問がある者は、令和4年1月28日（金）から同年2月24日（木）までの午前9時から午後5時30分までの間に和歌山県教育庁教育総務局総務課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県民文化会館4階 402会議室

(2) 日時

令和4年2月18日（金）午前9時5分

6 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県民文化会館4階 404会議室

イ 入札日時

令和4年3月22日（火）午前9時30分

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札に参加する資格がある

ことを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

#### 7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 8 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

#### 9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

#### 10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び資格の確認について虚偽の申請を行った者とした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県よりこの入札に参加する資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者とした入札は、無効とする。

#### 11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県教育庁教育総務局総務課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県教育庁教育総務局総務課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

#### 12 契約書の要否

要

#### 13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

#### 14 その他

##### (1) 契約の締結と予算の成立

この一般競争入札による契約の締結は、当該契約に係る令和4年度和歌山県一般会計当初予算の成立後に行うものとする。必要な予算が成立しない場合には、当該入札は無効とする。

また、当該予算についての和歌山県議会の審議状況に応じて、当該入札を中止し、延期し、又は必要な変更を行うことがある。

(2) この一般競争入札に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県教育庁教育総務局総務課

イ 所在地

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館6階

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-3642

ファクシミリ番号 073-432-4517

(3) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

#### 15 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

Bus Operation Business of Wakayama Kita High school (period : 1 April 2022-31 March 2023)

(2) Date and time for tender :

9:30 A.M. Tuesday 22 March 2022

(3) Contact point for the notice :

General Affairs Division of Wakayama Prefectural Board of Education,

1-2-1 Minatodoricho Kita Wakayama City, 640-8262, Japan

TEL 073-441-3642

FAX 073-432-4517

## 諸 報

### 公 告

令和3年11月14日に実施した令和3年度行政書士試験の合格者受験番号は、次のとおりである。

令和4年1月28日

一般財団法人行政書士試験研究センター  
理事長 多賀谷 一照

試験地 和歌山県

合格者受験番号

|         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 5910001 | 5910002 | 5910003 | 5910005 | 5910010 | 5910015 | 5910018 | 5910021 | 5910022 | 5910027 |
| 5910031 | 5910033 | 5910035 | 5910046 | 5910048 | 5910065 | 5910066 | 5910067 | 5910075 | 5910084 |
| 5910085 | 5910104 | 5910106 | 5910125 | 5910128 | 5910146 | 5910151 | 5910152 | 5910161 | 5910168 |
| 5920001 | 5920007 | 5920016 | 5920019 | 5920025 | 5920050 | 5920074 | 5920098 | 5920103 | 5920104 |
| 5920107 | 5920110 | 5920149 | 5920151 | 5920155 | 5920165 | 5920169 |         |         |         |